

令和元年度（第1回）秦野市環境審議会【要旨】

と き 令和元年8月6日（火） 午前10時～11時20分

ところ 秦野市役所 教育庁舎3階大会議室

10:00

開会

本日はご多用の折、秦野市環境審議会へのご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これより、令和元年度秦野市環境審議会（第1回会議）を開催いたします。

（以下略）

議事

事務局

報告（1）：秦野市環境基本計画（第3次計画）事務概要について

1. 計画の目的
2. 新たな着眼のポイント
3. 策定機関及び事務スケジュール

（主な質疑）

委員

Q：SDGsへの貢献について、17すべてのゴールを網羅することは非常に厳しいと思います。優先順位をつけて取り組むといったお考えがあるのですか。

事務局

A：優先順位という考え方よりは、本市に見合った取組を取捨選択し、結果としてゴールに近づけていくものと認識しております。これは、総合計画においても同様の認識であると理解しております。

先般、「再生可能エネルギーに関する基本指針」を策定いたしましたので、その点の取組みも落とし込んでいければと考えております。

委員

Q：海洋プラスチックごみについて、なにか対策を検討していますか。

事務局

A：基本的には、資源リサイクルの観点から「ごみ処理基本計画（環境資源対策課所管）」での取り組みがメインとなってくるかと思えます。

そのほか、本市は海洋に流れ込む川を有している上流市としての責務があることから、河川清掃並びに河川水系の連絡協議会等との連携により、排出抑制に取り組んでおります。

委員	<p>Q：気候変動への適応について、本計画に適応策を盛り込むのか、別に策定するのか、また、温対法に基づく地方公共団体実行計画の位置づけは、どのようになっているのか、お教えいただけますか。</p>
事務局	<p>A：プラごみ対策については、SDGsへの貢献とするのか、脱炭素政策とするのかは、これから検討していきたいと思います。</p> <p>温対法に基づく地方公共団体実行計画については、本計画に包括する形で盛り込んでおります。また、気候変動適応策（計画※）については、基本的には包括させる方向で考えておりますが、素案等ができた段階でご意見を賜りたいと思います。</p>
委員	<p>Q：プラごみの排出抑制やごみ減量の重要性は十分に理解していますが、市民は具体的な行動として新たに何をしたらいいのでしょうか。どのように関わっていけばいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>A：計画のための計画であってはいけないと思っております。</p> <p>実効性のある計画として、現計画においても数値目標や各項目に合わせ、市・市民・事業者の役割を細かく具体的に列記しておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
事務局	<p>報告（3）：再生可能エネルギーに関する基本指針における「重点プロジェクト」について（順番の入れ替え）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合評価に基づく「重点プロジェクト」の決定について 2. 重点プロジェクトについて 3. 木質バイオマス事業について <p>（主な質疑）</p>
委員	<p>Q：数値を算出するのが大変だったかと思えます。</p> <p>これは再生可能エネルギー全般に言えることですが、エネルギー密度が非常に低いため、特に木質バイオマスですと間伐資源の搬出コスト等を踏まえれば搬出ルートの整備はどのように考えていらっしゃるでしょうか。ストックヤード等の想定があるのですか。</p> <p>また、鳥獣対策の現状、被害状況が木質バイオマス事業に影響を与えると理解でよろしいのか、お教えいただけますか。</p>
事務局	<p>A：本事業のフィールドについては、林業区域（いわゆる奥山や林道）までではなく、里地里山を想定しているため、大規模な路網整備の想定はございません。ストックヤードについては、拠点施設として検討している場所は</p>

あるのですが、想定する事業活動が行えるかどうかは要協議事項となっております。

鳥獣被害の軽減については、鳥獣被害がバイオマス事業の妨げになっているのではなく、木質バイオマスの好循環によって、鳥獣の住みにくい環境を作り出し、もって被害軽減にも繋がるのではないかと考えているものです。

委員

Q：事業イメージ図にある「利益の還元」について、本事業で得られた利益を整備団体に還元するとの理解でよろしいですか。その場合、市が整備団体から材やエネルギーを買い取るということになるのですか。

事務局

A：「利益」の捉え方については、色々な考え方があります。

市が買い取るのも一つ、あるいは、先ほどの拠点施設を貸し出し（賃料を市が得て）、加工作業（流通）等で生じた利益については整備団体が得る、これらどのような形態、手法が事業性に見合ったものなのかは、これからの調査において明確にしていきたいと考えております。

事務局

報告（2）：秦野市緑の基本計画（年次改定）事務概要について

1. 計画の目的等
2. 計画等の体系
3. 策定機関等及び事務スケジュール

（主な質疑）

委員

Q：街なかの人工的な緑と生物多様性はどのように関わってくるのですか。

事務局

A：現計画においても、生物多様性を意識した緑の連続性が掲げられています。これは、本市の特徴でもあります「川」に着目した形でございます。川は緑や生物の連続性に加え生物の移動性をも確保しており、非常に重要な役割を担っております。

このような観点から、今回の改定においては山や水辺に加え、街なか（公園緑地）の生物調査を新たに実施し、特に寺社林では、古い土地であることから希少な生物や植物が残っていることが確認されております。

このほか、本市の特徴として湧水が挙げられ、湧水を利用した公園（水辺緑地）の生物調査も行うこととして、多様性の確認と確保に努めるものとしています。

委員

Q：秦野市として、特に力を入れて保全していく樹木（樹種）はあるのです

事務局

か。と言いますのは、二宮町であれば、東海道沿いの象徴的樹木である「松」の保全に力を入れている動きがありますので。
A：特段、選定している樹木はありませんが、まちづくり条例では、「鳥もすめる環境都市」宣言にもあるように、野鳥の食物対象となる実の成る樹木が推奨樹木とされております。

事務局

閉会

委員の皆様のご協力のもと、すべての議事を終了できましたこと、重ねてお礼申し上げます。ご協力、ありがとうございました。
これもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

11:20

終了